

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペリ	ペリ共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とペリ共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.11.10 パペコで (同日)	日本側 上蘭英樹在ペリ大 使 側 アラブライイ・ジ ョッフ外務・国際協力大 臣	2022.12.15 413号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府と ペリ共和国政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.11.10 パペコで (同日)	日本側 上蘭英樹在ペリ大 使 側 アラブライイ・ジ ョッフ外務・国際協力大 臣	2022.12.15 414号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。